

民法の改正（所有者不明土地等関係）の主な改正項目について

R5.4.1
施行

問題の所在

- ・調査を尽くしても土地の所有者が特定できず、又は所在が不明な場合には、土地の円滑な利用や管理が困難
- ・所有者不明土地問題を契機に、現行民法の規律が現代の社会経済情勢にそぐわないことが顕在化

相隣関係の見直し

1. 隣地使用权	26
2. ライフラインの設備の設置・使用权	27
3. 越境した竹木の枝の切取り	29

共有の見直し

○ 共有物の利用促進	
4. 共有物の変更・管理に関する見直し	30
5. 共有物の「管理」の範囲の拡大・明確化	31
6. 共有物を使用する共有者がいる場合のルール	32
7. 賛否を明らかにしない共有者がいる場合の管理	33
8. 所在等不明共有者がいる場合の変更・管理	34
9. 共有物の管理者／共有の規定と遺産共有持分	35
○ 共有関係の解消促進	
10. 裁判による共有物分割	36
11. 所在等不明共有者の不動産の持分の取得	37
12. 所在等不明共有者の不動産の持分の譲渡	38

財産管理制度の見直し

○ 土地・建物の管理制度の創設

13. 所有者不明土地・建物管理制度	39
14. 管理不全土地・建物管理制度	41
15. 財産管理制度の相互関係	43

○ 既存の財産管理制度の見直し

16. 相続人不存在の相続財産の清算手続の見直し	44
17. 財産管理制度に関するその他の見直し	45

相続制度（遺産分割）の見直し

18. 遺産分割に関する見直し	46
19. 具体的相続分による遺産分割の時的限界	47
20. 遺産共有と通常共有が併存している場合の特則	49
21. 不明相続人の不動産の持分取得・譲渡	50

隣地使用権

問題の所在

土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる（現民法209 I 本文）。

- ← 1. 「隣地の使用を請求することができる」の具体的意味が判然とせず、隣地所有者が所在不明である場合等で対応が困難
- 2. 障壁・建物の築造・修繕以外の目的で隣地使用することができるかどうか不明確で、土地の利用・処分を阻害

改正法

1. 隣地使用権の内容に関する規律の整備

- 土地の所有者は、所定の目的のために必要な範囲内で、隣地を使用する**権利を有する**旨を明確化（新民法209 I）

- ・ 隣地を使用できる権利がある場合も、一般的に、自力執行は禁止されているので、例えば、使用を拒まれた場合には、妨害禁止の判決を求めることになる。
- ・ 他方で、事案ごとの判断ではあるが、例えば、隣地が空き地となっていて実際に使用している者がおらず、隣地の使用を妨害しようとする者もないケースでは、土地の所有者は裁判を経なくとも適法に隣地を使用できると考えられる。

- **隣地所有者・隣地使用者（賃借人等）の利益**への配慮

- ・ 隣地使用の**日時・場所・方法**は、隣地所有者及び隣地使用者のために**損害が最も少ないもの**を選ばなければならない（新民法209 II）。
- ・ 隣地使用に際しての**通知に関するルール**を整備（新民法209 III）

2. 隣地使用が認められる目的を拡充・明確化

- (1) 障壁、建物**その他の工作物**の築造、**収去**、修繕
- (2) **境界標の調査・境界に関する測量**
- (3) 新民法233 IIIによる**越境した枝の切取り**（新民法209 I）
（→ P 29の1 参照）

隣地所有者及び隣地使用者への通知

【原則】

隣地使用に際しては、**あらかじめ（※）**、その目的、日時、場所及び方法を**隣地所有者に**（隣地所有者とは別に隣地使用者がいるときは**隣地使用者にも**）**通知しなければならない**。

※ 隣地使用の目的・日時・場所・方法に鑑み、通知の相手方が**準備をするに足りる合理的な期間**を置く必要（事案によるが、緊急性がない場合は通常は2週間程度）。

【例外】

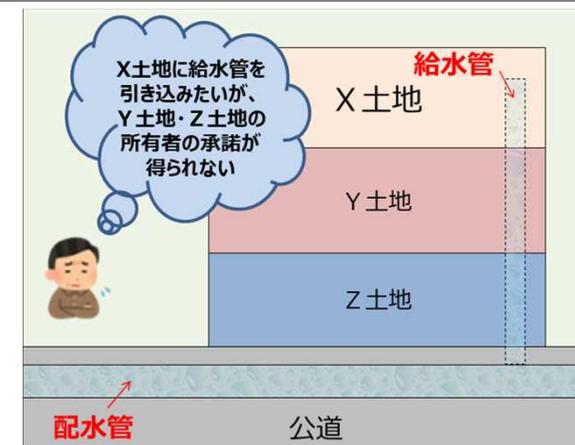
あらかじめ通知することが困難なときは、隣地の使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。

- 例・ **急迫の事情がある場合**（建物の外壁が剥落する危険があるときなど）
 - ・ **隣地所有者が不特定又は所在不明である場合**（現地や不動産登記簿・住民票等の公的記録を調査しても所在が判明しないとき）
- ⇒ 隣地所有者が不特定又は所在不明である場合は、隣地所有者が特定され、その所在が判明した後に遅滞なく通知することで足り、公示による意思表示（民法98）により通知する必要はない。

ライフラインの設備の設置・使用権①

問題の所在

- 他人の土地や設備（導管等）を使用しなければ各種ライフラインを引き込むことができない土地の所有者は、解釈上、現行の相隣関係規定等の類推適用により、他人の土地への設備の設置や他人の設備の使用をすることができると解されている。
- ← 1. **明文の規定がない**ため、設備の設置・使用に応じてもらえないときや、所有者が所在不明であるときなどには、対応が困難
- 2. 権利を行使する際の**事前の通知の要否などのルールが不明確**
- 3. 土地・設備の使用に伴う**償金の支払義務の有無などのルールが不明確**で、不当な承諾料を求められるケースも



改正法

1. ライフラインの設備の設置・使用権に関する規律の整備

(1) 設備設置権（他の土地にライフラインの設備を設置する権利）の明確化

他の土地に設備を設置しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を受けることができない土地の所有者は、必要な範囲内で、**他の土地に設備を設置する権利**を有することを明文化（新民法213の2 I）

- ※ 「その他これらに類する継続的給付」には、電話・インターネット等の電気通信が含まれる。
- ※ 隣接していない土地についても、必要な範囲内で設備を設置することが可能（例：上図の「Z土地」での給水管の設置）。
- ※ 土地の分割・一部譲渡によって継続的給付を受けることができなくなった場合は、分割者又は譲渡者の所有地のみで設備設置可（新民法213の3）

(2) 設備使用权（他人が所有するライフラインの設備を使用する権利）の明確化

他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を引き込むことができない土地の所有者は、必要な範囲内で、**他人の所有する設備を使用する権利**を有することを明文化（新民法213の2 I）

(3) 場所・方法の限定

設備の設置・使用の場所・方法は、他の土地及び他人の設備のために**損害が最も少ないもの**に限定（新民法213の2 II）

- ※ 設備設置等の方法が複数ある場合（例：上図の「Y・Z土地」にも接続可能な給水管が既に設置されている場合）も、最も損害が少ない方法を選択。
- ※ 設備を設置する場合には、公道に通ずる私道や公道に至るための通行権（民法210）の対象部分があれば、通常はその部分を選択。

- 設備設置・使用权がある場合も、一般的に、自力執行は禁止されているため、例えば、設備設置・使用を拒まれた場合には、妨害禁止の判決を求めることになる。
- 他方で、事案ごとの判断ではあるが、例えば、他の土地が空き地になっており、実際に使用している者がおらず、かつ、設備の設置等が妨害されるおそれもない場合には、裁判を経なくても適法に設備の設置等を行うことができると考えられる。
- 設備の設置工事等のために一時的に他の土地を使用する場合には、隣地使用権の規律（P26の1）が準用される（新民法213の2 IV・V）。

ライフラインの設備の設置・使用権②

2. 事前通知の規律の整備

○ 他の土地に設備を設置し又は他人の設備を使用する土地の所有者は、**あらかじめ** (ア)、その目的、場所及び方法を**他の土地・設備の所有者** (イ) に**通知** (ウ) しなければならない (新民法213の2 III)。

ア 通知の相手方が、その目的・場所・方法に鑑みて設備設置使用権の行使に対する**準備をするに足りる合理的な期間**を置く必要 (事案によるが、2週間～1か月程度)。

イ 他の土地に設備を設置する場合に、他の土地に所有者とは別の使用者 (借借人等) がいるときは**使用者にも通知**する必要 (新民法213の2 III)。
他人の設備に所有者とは別の使用者がいたとしても、通知は**法律上は求められていない**が、使用者への影響も考慮し、事実上通知することが望ましい。

ウ 通知の相手方が不特定又は所在不明である場合にも、**例外なく通知が必要** (簡易裁判所の**公示による意思表示** (民法98) を活用)。

※ 設備の設置工事等のために一時的に他の土地を使用する場合には、当該使用についても併せて通知 (新民法213の2 IV、209 III)

3. 償金・費用負担の規律の整備

(1) 他の土地への設備設置権

土地の所有者は、他の土地に設備を設置する際に次の損害が生じた場合には、**償金**を支払う必要。

① 設備設置工事のために**一時的に他の土地を使用**する際に、当該土地の所有者・使用者に生じた損害 (新民法213の2 IV、209 IV)

⇒ 償金は**一括払い** (例) 他の土地上の工作物や竹木を除去したために生じた損害

② 設備の設置により土地が**継続的に使用することができなくなる**ことによって他の土地に生じた損害 (新民法213の2 V)

⇒ 償金は**1年ごとの定期払**が可能 (例) 給水管等の設備が地上に設置され、その場所の使用が継続的に制限されることに伴う損害

※ 償金の支払を要する「損害」は、①については**実損害**であり、②については**設備設置部分の使用料相当額**である。事案ごとの判断ではあるが、導管などの設備を地下に設置し、地上の利用自体は制限しないケースでは、損害が認められないことがあると考えられる。他の土地の所有者等から設備の設置を承諾することに対するいわゆる承諾料を求められても、応ずる義務はない。

※ 土地の分割又は一部譲渡に伴い、分割者又は譲渡者の所有地のみ設備の設置しなければならない場合には、②の償金を支払うことを要しない (新民法213の3 I 後段・II)。

(2) 他人が所有する設備の使用権

① 土地の所有者は、その設備の**使用開始の際**に損害が生じた場合に、**償金**を支払う必要。

⇒ 償金は**一括払い** (新民法213の2 VI) (例) 設備の接続工事の際に一時的に設備を使用停止したことに伴って生じた損害

② 土地の所有者は、その利益を受ける割合に応じて、**設備の修繕・維持等の費用**を負担 (新民法213の2 VII)

越境した竹木の枝の切取り

問題の所在

○ 土地の所有者は、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは自らその根を切り取ることができるが、枝が境界線を越えるときはその竹木の所有者に枝を切除させる必要がある（現民法233）。

- ← 1. 竹木の所有者が枝を切除しない場合には、訴えを提起し切除を命ずる判決を得て強制執行の手続をとるほかないが、**竹木の枝が越境する都度、常に訴えを提起しなければならないとすると、救済を受けるための手続が過重**
2. 竹木が共有されている場合に、竹木の共有者が越境した枝を切除しようとしても、基本的には、**変更行為として共有者全員の同意が必要**と考えられており、竹木の円滑な管理を阻害

改正法

1. 土地所有者による枝の切取り

越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、次のいずれかの場合には、枝を自ら切り取ることができることとする（新民法233Ⅲ）。

- ① 竹木の所有者に越境した枝を切除するよう**催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しない**とき
- ② 竹木の所有者を**知る**ことができず、又はその所在を知る**ことができない**とき
- ③ **急迫の事情がある**とき

※ 道路を所有する国や地方公共団体も、隣接地の竹木が道路に越境してきたときは、新たな規律によって枝を切り取ることが可能。

※ ①の場合に共有物である竹木の枝を切り取るに当たっては、基本的に、竹木の共有者全員に枝を切除するよう催告する必要がある。もっとも、一部の共有者を知る**ことができず、又はその所在を知る**ことができない****ときには、その者との関係では②の場合に該当し、催告は不要。

※ ①の「相当の期間」とは、枝を切除するために必要な時間的猶予を与える趣旨であり、事案によるが、基本的には2週間程度と考えられる。

※ 越境された土地所有者が自ら枝を切り取る場合の費用については、枝が越境して土地所有権を侵害していることや、土地所有者が枝を切り取ることに**より竹木の所有者が本来負っている枝の切除義務を免れることを踏まえ、基本的には、竹木の所有者に請求できると考えられる**（民法703・709）。



2. 竹木の共有者各自による枝の切除

竹木が共有物である場合には、**各共有者が越境している枝を切り取ることができる**。（新民法233Ⅱ）

→竹木の共有者の一人から承諾を得れば、越境された土地の所有者などの他人がその共有者に代わって枝を切り取ることができる。

→越境された土地の所有者は、竹木の共有者の一人に対しその枝の切除を求めることができ、その切除を命ずる判決を得れば、代替執行（民事執行法171Ⅰ・Ⅳ）が可能。

共有物の変更・管理に関する見直し

現行法における共有物の変更・管理のルール

- 各共有者は、持分に応じて共有物を使用することができる（現民法249）が、共有者相互の関係を調整するため、民法には、次のルールが定められている。
 - ① 共有物に**変更**を加える（農地→宅地など）には、共有者**全員の同意**を要する（現民法251）。
 - ② **管理**に関する事項（使用する共有者の決定など）は、各共有者の持分の**過半数**で決する（現民法252本文）。
 - ③ **保存行為**（補修など）は、各共有者が**単独**ですることができる（現民法252ただし書）。
- このルールは、相続によって遺産に属する財産が相続人に共有されている場合（**遺産共有**）にも適用される。

見直しの契機としての所有者不明土地問題

- 相続未登記状態にある土地について戸籍等を調査した結果、数次相続により**相続人が多数**に上ることや**相続人の一部の所在等が不明**となっていることが判明することがある。
 - 変更・管理に必要な同意を取り付けることが困難で、**土地の利用に支障**を来す
 - 対処方法として共有関係の解消（共有物分割訴訟など）があるが、**手続上の負担**は軽い
- 現行民法制定後120年以上の間の社会経済情勢の変化に伴い、共有者が土地の所在地から遠く離れていたり、共有者間の人的関係が希薄化したりして、**共有者間で決定を得ることが困難**になることも。
- これらの問題は、相続された土地に限らず、**共有物一般に発生し得る**ため、共有関係を解消しないままであっても、共有物の円滑な利用を可能にすることが重要となる。

⇒ **民法の共有物の変更・管理の規定を、社会経済情勢の変化に合わせて合理的なものに改正する必要**

改正の概要

- ・ 共有物の「管理」の範囲の拡大・明確化（新民法251、252→P31）
- ・ 共有物を使用する共有者がいる場合のルールの明確化・合理化（新民法249、252→P32）
- ・ 賛否を明らかにしない共有者がいる場合の管理に関するルールの合理化（新民法252Ⅱ→P33）
- ・ 所在等不明共有者がいる場合の変更・管理に関するルールの合理化（新民法251Ⅱ、252Ⅱ→P34）
- ・ 共有者が選任する共有物の管理者のルールの整備（新民法251、252の2→P35）
- ・ 共有の規定と遺産共有持分に関するルールの整備（新民法898Ⅱ→P35）

共有物の「管理」の範囲の拡大・明確化

問題の所在

1. 現行法上は、共有物に**軽微な変更**を加える場合であっても、変更行為として共有者**全員の同意が必要**（現民法251）と扱わざるを得ず、円滑な利用・管理を阻害
2. **賃借権等**の使用収益権の設定は、基本的に持分の過半数で決定できるが、長期間の賃借権等については全員同意が必要と解されており、**長期間かどうかの判断基準が明確でなく**、実務上、慎重を期して全員同意を求めざるを得ないため、円滑な利用を阻害

改正法

1. 軽微変更についての規律の整備

〔改正法における共有物の変更・管理・保存概念の整理〕

管理（最広義）の種類		根拠条文	同意要件
変更（軽微以外）		民251 I	共有者全員
管理（広義）	変更（軽微）	民251 I・252 I	持分の過半数
	管理（狭義）	民252 I	
保存		民252 V	共有者単独

- 共有物に変更を加える行為であっても、**形状又は効用の著しい変更を伴わないもの**（軽微変更）については、**持分の過半数で決定することができる**。
(新民法251 I、252 I)

※ 「形状の変更」とは、その外観、構造等を変更することをいい、「効用の変更」とは、その機能や用途を変更することをいう。具体的事案によるが、例えば、砂利道のアスファルト舗装や、建物の外壁・屋上防水等の大規模修繕工事は、基本的に共有物の形状又は効用の著しい変更を伴わないものに当たると考えられる。

2. 短期賃借権等の設定についての規律の整備

- 以下の〔〕内の期間を超えない**短期の賃借権等の設定**は、**持分の過半数で決定**することができる（新民法252IV）。
 - (1) 樹木の植栽又は伐採を目的とする山林の賃借権等〔10年〕
 - (2) (1)に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等〔5年〕
 - (3) 建物の賃借権等〔3年〕
 - (4) 動産の賃借権等〔6か月〕

※ **借地借家法の適用のある賃借権**の設定は、約定された期間内での終了が確保されないため、基本的に共有者全員の同意がなければ無効。

ただし、**一時使用目的**（借地借家法25、40）や**存続期間が3年以内の定期建物賃貸借**（借地借家法38 I）については、持分の過半数の決定により可能であるが、契約において、更新がないことなど所定の期間内に賃貸借が終了することを明確にする工夫が必要。

共有物を使用する共有者がいる場合のルール

問題の所在

1. 共有物を使用する共有者がいる場合に、**その共有者の同意がなくても、持分の過半数で共有物の管理に関する事項を決定できるかは明確でない**。→無断で共有物を使用している共有者がいる場合には、他の共有者が共有物を使用することは事実上困難
2. 各共有者はその持分に応じて共有物を使用することができるが（現民法249）、**共有物を使用する共有者は、他の共有者との関係でどのような義務を負うのか明確ではなく**、共有者間における無用な紛争を惹起するおそれ

改正法

1. 管理に関する事項の決定方法

- 共有物を使用する共有者がいる場合でも、**持分の過半数で管理に関する事項を決定することができる**（新民法252 I 後段）。
→共有者間の定めがないまま共有物を使用する共有者の同意なく、持分の過半数でそれ以外の共有者に使用させる旨を決定することも当然に可能。

※ 配偶者居住権が成立している場合には、他の共有者は、持分の過半数により使用者を決定しても、**別途消滅の要件を満たさない限り配偶者居住権は存続し**（民法1032Ⅳ、1038Ⅲ参照）、配偶者居住権を消滅させることはできない。また、共有者間の決定に基づき第三者に短期の賃借権等を設定している場合に、持分の過半数で当該賃貸借契約等の解約を決定したとしても、**別途解除等の消滅の要件を満たさない限り賃借権等は存続する**。

- 管理に関する事項の決定が、**共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響（※）を及ぼすべきときは、その共有者の承諾を得なければならない**（新民法252Ⅲ）。

※ 「特別の影響」とは、対象となる共有物の性質に応じて、決定の変更等をする必要性と、その変更等によって共有物を使用する共有者に生ずる不利益とを比較して、共有物を使用する共有者に**受忍すべき程度を超えて不利益を生じさせること**をいい、その有無は、具体的事案に応じて判断される。

例：A、B及びCが各3分の1の持分で建物を共有している場合において、過半数の決定に基づいてAが当該建物を住居として使用しているが、Aが他に住居を探すのが容易ではなく、Bが他の建物を利用することも可能であるにもかかわらず、B及びCの賛成によって、Bに当該建物を事務所として使用させる旨を決定するケース

2. 共有物を使用する共有者の義務

- ・共有物を使用する共有者は、他の共有者に対し、**自己の持分を超える使用の対価を償還する義務**を負う。ただし、共有者間で無償とするなどの別段の合意がある場合には、その合意に従う。（新民法249Ⅱ）
- ・共有者は、**善良な管理者の注意**をもって、共有物の使用をしなければならない。（新民法249Ⅲ）

賛否を明らかにしない共有者がいる場合の管理

問題の所在

- 社会経済活動の広域化、国際化等の社会経済情勢の変化に伴い、共有者が共有物から遠く離れて居住・活動していることや共有者間の人的関係が希薄化することが増加
- **共有物の管理に関心を持たず、連絡をとっても明確な返答をしない共有者がいる場合には、共有物の管理が困難に**

改正法

「管理」の範囲の拡大・明確化については、P31参照

- 賛否を明らかにしない共有者がいる場合には、**裁判所の決定**を得て、**その共有者以外の共有者の持分の過半数**により、管理に関する事項を決定することができる（新民法252Ⅱ②）。
- ※ **変更行為**や賛否を明らかにしない**共有者が共有持分を失うことになる行為**（抵当権の設定等）には、利用**不可**。
- ※ 賛否を明らかにしない共有者の持分が、他の共有者の持分を超えている場合や、複数の共有者が賛否を明らかにしない場合であっても、利用可能。

手続の流れ

- ※ 賛否を明らかにしない共有者に加えて所在等不明共有者がいるときは、この手続と併せて別の手続（P34）もとることで、それ以外の共有者の決定で管理をすることが可能

- ・裁判所が対象共有者に対して賛否明示期間内に賛否を明らかにすべき旨を通知
- ・賛否を明らかにした共有者がいる場合には、裁判所は、その共有者については認容決定ができない（後の共有者間の決定においてその共有者を排除することができない）

事前の催告

申立て・証拠提出

1か月以上の賛否
明示期間・通知

他の共有者の同意で管理を
することができる旨の決定

共有者間での決定

共有者が、他の共有者（複数でも可）に対し、相当の期間（通常は2週間程度）を定め、決定しようとする管理事項を示した上で、賛否を明らかにすべき旨を催告

- ※ 催告の方法に法律上制限はないが、裁判で証明する観点から、書面等で行って証拠化しておくことも重要

- ・ **管轄裁判所**
共有物の所在地の地方裁判所
- ・ **賛否不明の証明**
事前催告に対して対象共有者が賛否を明らかにしないことの証明が必要
- ・ **対象行為の特定**
決定しようとする管理事項を特定する必要

例) A、B、C、D、E共有（持分各5分の1）の砂利道につき、A・Bがアスファルト舗装をすること（**軽微変更 = 管理**）について他の共有者に事前催告をしたが、D・Eは賛否を明らかにせず、Cは反対した場合には、裁判所の決定を得た上で、AとBは、アスファルト舗装をすることができる（A、B、Cの持分の過半数である3分の2の決定）。

所在等不明共有者がいる場合の変更・管理

問題の所在

- **所在等不明共有者**（必要な調査を尽くしても氏名等や所在が不明な共有者）がいる場合には、その所在等不明共有者の同意を得ることができず、共有物に**変更**を加えることについて、共有者**全員の同意を得ることができない**。
- **管理**に関する事項についても、所在等不明共有者以外の共有者の持分が過半数に及ばないケースなどでは、**決定ができない**。

改正法

「管理」の範囲の拡大・明確化については、P31参照

所在等不明共有者がいる場合には、**裁判所の決定**を得て、

- ① **所在等不明共有者以外の共有者全員の同意**により、共有物に**変更**を加えることができる（新民法251Ⅱ）。
- ② **所在等不明共有者以外の共有者の持分の過半数**により、**管理**に関する事項を決定することができる（新民法252Ⅱ①）。

※ 所在等不明共有者が**共有持分を失うことになる行為**（抵当権の設定等）には、利用**不可**。

※ 所在等不明共有者の持分が、所在等不明共有者以外の共有者の持分を超えている場合や、複数の共有者が所在等不明の場合であっても、利用可能。

手続の流れ

申立て・証拠提出

1か月以上の異議届出
期間・公告の実施

他の共有者の同意で変更・管理
をすることができる旨の決定

共有者間での意思決定

【管轄裁判所】

共有物の所在地の地方裁判所

【所在等不明の証明】

例えば、不動産の場合には、裁判所に対し、登記簿上共有者の氏名等や所在が不明であるだけでなく、住民票調査など必要な調査を尽くしても氏名等や所在が不明であることを証明することが必要

【対象行為の特定】

加えようとしている変更や、決定しようとする管理事項を特定して申立てをする必要

例1 A、B、C、D、E共有の土地につき、必要な調査を尽くしてもC、D、Eの所在が不明である場合には、裁判所の決定を得た上で、AとBは、第三者に対し、建物所有目的で土地を賃貸すること（**変更**）ができる（A・Bの全員同意）。

例2 A、B、C、D、E共有（持分各5分の1）の建物につき、必要な調査を尽くしてもD、Eの所在が不明である場合には、裁判所の決定を得た上で、AとBは、第三者に対し、賃借期間3年以下の定期建物賃貸借をすること（**管理**）ができる（A、B、Cの持分の過半数である3分の2の決定）。

共有物の管理者／共有の規定と遺産共有持分

共有物の管理者

問題の所在

- 共有物に管理者を選任し、管理を委ねることができれば、共有物の円滑な管理の観点から有用。
- 現行民法には管理者に関する明文規定がなく、選任の要件や権限の内容が判然としない。

改正法

- ① **選任・解任**は、共有物の管理のルールに従い、**共有者の持分の過半数**で決定（P31参照）。共有者以外を管理者とすることも可能。
- ② 管理者は、**管理**に関する行為（軽微変更を含む）をすることができる。軽微でない変更を加えるには、共有者全員の同意を得なければならない。
 - ※ 所在等不明共有者がいる場合には、管理者の申立てにより裁判所の決定を得た上で、所在等不明共有者以外の共有者の同意を得て、変更を加えることが可能
- ③ 管理者は、**共有者が共有物の管理に関する事項を決定**した場合には、これに従ってその職務を行わなければならない。（新民法252 I、252の2）
 - ※ 違反すると共有者に対して効力を生じないが、善意（決定に反することを知らない）の第三者には無効を対抗することができない。

（活用例） 共有物の使用者が決定していないケースで、管理者が第三者に賃貸したりするなどして使用方法を決定
共有者が使用する共有者を決定していたのに、管理者が決定に反して第三者に賃貸した場合には、前記③の※により善意者を保護

共有の規定と遺産共有持分

問題の所在

共有に関する規定は、持分の割合に応じたルールを定めているが、相続により発生した遺産共有では、①法定相続分・指定相続分と、②具体的相続分（P46参照）のいずれが基準となるのか不明確

改正法

遺産共有状態にある共有物に共有に関する規定を適用するときは、**法定相続分（相続分の指定があるケースは、指定相続分）**により算定した持分を**基準**とすることを明記（新民法898 II）

（例） 遺産として土地があり、A、B、Cが相続人（法定相続分各3分の1）であるケースでは、土地の管理に関する事項は、具体的相続分の割合に関係なく、A・Bの同意により決定することが可能

裁判による共有物分割

問題の所在

- 現行民法上、裁判による共有物の分割方法として、**現物分割**と**競売分割**が挙げられており、裁判所はまず現物分割の可否について検討した上で、現物分割が困難な場合に競売分割を命ずることができるとされている（現民法258Ⅱ）。
- 判例では、共有物を共有者のうちの一人の単独所有又は数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対して持分の価格を金銭で支払わせる、いわゆる**賠償分割**（全面的価格賠償）をすることも許容されている（最判平成8年10月31日民集50巻9号2563頁）。
 - ← 1. 賠償分割についての**明文の規定がない**ため、分割方法の検討順序に関する当事者の**予測可能性**が確保されていない。
 - 2. 賠償分割を行う際には、実務上、現物取得者の支払を確保するために、裁判所が現物取得者に対して取得持分に相当する金銭の支払を命ずるなどの措置が講じられているが、**明文の根拠規定がなく運用の安定性を欠く**。

現物分割：共有物を共有持分割合に応じて物理的に分ける方法

競売分割：共有物を競売により第三者に売却し、売却代金を共有持分割合に応じて共有者で分ける方法

賠償分割：共有物を共有者の一人（又は複数）の所有にし、共有物を取得した者が他の共有者に代償金を支払う方法

改正法

1. 賠償分割に関する規律の整備

- 裁判による共有物分割の方法として、**賠償分割**（「共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は一部を取得させる方法」）が可能であることを**明文化**（新民法258Ⅱ）
- (1)現物分割・賠償分割のいずれもできない場合、又は(2)分割によって共有物の価格を著しく減少させるおそれがある場合（現物分割によって共有物の価格を著しく減少させるおそれがあり、賠償分割もできない場合）に、競売分割を行うこととして、**検討順序を明確化**（新民法258Ⅲ）

2. 給付命令に関する規律の整備

裁判所は、共有物の分割の裁判において、当事者に対して、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の**給付を命ずることができ**ることを**明文化**（新民法258Ⅳ）

※ 賠償金取得者が同時履行の抗弁を主張しない場合であっても、共有物分割訴訟の非訟事件的性格（形式的形成訴訟）から、裁判所の裁量で引換給付を命ずることも可能

※ この他に、共有物の分割について共有者間で協議をすることができない場合（例：共有者の一部が不特定・所在不明である場合）においても、裁判による共有物分割をすることができることを明確化（新民法258Ⅰ）

所在等不明共有者の不動産の持分の取得

問題の所在

【現行法で共有者が他の共有者の持分を取得する方法】

- ① 裁判所の判決による共有物分割
- ② 共有者全員の協議（合意）による共有物分割
- ③ 他の共有者から任意で持分の譲渡を受ける

- 共有者が所在不明のケースでは、①**判決による共有物分割**は可能であるが、全ての共有者を当事者として訴えを提起しなければならないなど、**手続上の負担**は小さくない。
- ②**合意による共有物分割**、③**任意譲渡**は、不在者財産管理人等の選任を経ない限り不可能であり、**管理人の報酬等に要する費用負担**が問題となる。
- 共有者の**氏名等が不特定のケース**は、現行法では対応不可

改正法

共有者は、**裁判所の決定**を得て、**所在等不明共有者（氏名等不特定を含む）の不動産の持分を取得することができる**（新民法262の2）。

- ・ 所在等不明共有者は、持分を取得した共有者に対する**時価相当額請求権**を取得（実際には、供託金から支払を受ける。差額がある場合は、別途訴訟を提起するなどして請求可能）
- ・ **遺産共有**のケースでは、相続開始から10年を経過しなければ、利用不可（新民法262の2Ⅲ）→P50参照

【所在等不明の意味】

申立人において、登記簿のほかに、住民票等の調査など必要な調査をし、裁判所において、その所在等が不明であると認められることが必要

【申立人以外の共有者の扱い】

申立人以外の共有者を当事者とする必要はない。他方で、希望する共有者は、所定の期間内であれば、別途持分取得の裁判を申し立てることが可能。申立人が複数のケースでは、各申立人が、その持分割合に応じて、所在等不明共有者の持分を按分して取得

手続の流れ

申立て
証拠提出

異議届出期間等の公告・
登記簿上の共有者への通知

3か月以上の異議届出
期間等の経過

時価相当額の金銭
の供託

取得の裁判

【管轄裁判所】

不動産の
所在地の
地方裁判所

【所在等不明共有者の異議】

所在等不明共有者が異議の届出をして所在等が判明すれば、裁判の申立ては却下。異議届出期間経過後であっても裁判前であれば届出が可能

【申立人以外の共有者の異議】

異議届出期間満了前に、共有物分割の訴えが提起され、かつ、異議の届出があれば、その訴訟が優先し、持分取得の裁判の申立ては却下

【供託命令】

具体的な金額は裁判所が決定

【供託金に関する消滅時効】

申立人が持分を取得し、所在等不明共有者が現れないまま供託金還付請求権が消滅時効にかかった場合には、供託金は確定的に国庫に帰属

【持分の取得時期】

申立人が持分を取得するのは、裁判の確定時

所在等不明共有者の不動産の持分の譲渡

問題の所在

- 不動産の共有持分を売却して得る代金よりも、不動産全体を売却し、持分に応じて受け取る代金の方が高額になりやすいが、**所在等不明共有者**（必要な調査を尽くしても氏名等や所在が不明な共有者）がいると、**不動産全体を売却**することは**不可能**
- 共有物分割や持分取得制度（→P37）により、所在等不明共有者の持分を他の共有者に移転し、共有物全体を売却することができるが、売却した上で代金を按分することを予定しているのに、共有者に持分を一旦移転するのは**迂遠**であり、手間や費用を要する。

改正法

- **裁判所の決定**によって、**申立てをした共有者に**、所在等不明共有者の不動産の持分を**譲渡する権限を付与**する制度を創設（新民法262の3）
- 譲渡権限は、所在等不明共有者以外の共有者全員が持分の全部を譲渡することを**停止条件**とするものであり、**不動産全体を特定の第三者に譲渡するケース**でのみ行使可能（一部の共有者が持分の譲渡を拒む場合には、条件が成就せず、譲渡をすることができない）
- 所在等不明共有者の持分は、**直接、譲渡の相手方に移転**（申立てをした共有者がいったん取得するものではない）
- ※ 所在等不明共有者は、譲渡権限を行使した共有者に対する**不動産の時価相当額のうち持分に応じた額の支払請求権**を取得（実際には供託金から支払を受ける。実際の時価に応じた額が供託金より高額である場合には、別途訴訟を提起するなどして請求可能）
- ※ **遺産共有**のケースでは、**相続開始から10年を経過**しなければ、利用不可（新民法262の3 II）→P50参照
- ※ 不動産の譲渡には、裁判を得た上で、別途、裁判外での売買契約等の譲渡行為が必要。譲渡行為は、裁判の効力発生時（即時抗告期間の経過などにより裁判が確定した時）から原則2か月以内（裁判所が伸長することは可能）にしなければならない。

手続の流れ

（例）土地の共有者A、B、CのうちCが所在等不明である場合に、Aの申立てにより土地全体を第三者に売却するケース

Aによる申立て・
証拠提出

3か月以上の異議届出
期間・公告の実施

時価相当額を持分に応じて
按分した額の供託

C持分の譲渡権限を
Aに付与する裁判

A・B→第三者
土地全体を売却

・管轄裁判所は不動産の所在地の地方裁判所
・所在等不明の証明が必要

時価の算定にあたっては、第三者に
売却する際に見込まれる売却額等
を考慮

誰に、いくらで譲渡するかは、所在等不明
共有者以外の共有者の判断による

所有者不明土地・建物管理制度①

現行法での所有者不明土地・建物の管理

- 土地・建物の所有者が、調査を尽くしても不明である場合には、土地・建物の管理・処分が困難になる。
- 公共事業の用地取得や空き家の管理など所有者の所在が不明な土地・建物の管理・処分が必要であるケースでは、現行法上、所有者の属性等に応じて下記の財産管理制度が活用されている。

【不在者財産管理人】（民法25Ⅰ）

従来の住所等を不在にしている自然人の財産の管理をすべき者がいない場合に、家庭裁判所により選任され、不在者の財産の管理を行う。

【相続財産管理人】（現民法952Ⅰ）

自然人が死亡して相続人がいることが明らかでない場合に、家庭裁判所により選任され、相続財産の管理・清算を行う。

【清算人】（会社法478Ⅱ）

法人が解散した（みなし解散を含む）が、清算人となる者がいない場合に、地方裁判所により選任され、法人の財産の清算を行う。

問題の所在

現行の財産管理制度は、対象者の財産全般を管理する「人単位」の仕組みとなっている。

→ **財産管理が非効率になりがちになり、申立人等の利用者にとっても負担大。**

・土地・建物以外の財産を調査して管理しなければならず、管理期間も長期化しがち。予納金の高額化で申立人にも負担大。

・土地・建物の共有者のうち複数名が所在不明者であるときは、不明者ごとに管理人を選任する必要があり、更にコストがかさむ。

→ **所有者を全く特定できない土地・建物**については、既存の各種の財産管理制度を利用することができない。

改正法

特定の土地・建物のみに特化して管理を行う**所有者不明土地管理制度**及び**所有者不明建物管理制度**を創設（新民法264の2～264の8）

⇒ **土地・建物の効率的かつ適切な管理を実現**

・他の財産の調査・管理は不要であり、管理期間も短縮化する結果、予納金の負担も軽減。

・複数の共有者が不明となっているときは、不明共有持分の総体について一人の管理人を選任することが可能に。

⇒ **所有者が特定できないケースについても対応が可能に**

管理人による管理の対象となる財産

○ 管理命令の効力は、所有者不明土地（建物）のほか、土地（建物）にある所有者の**動産**、管理人が得た**金銭等**の財産（売却代金等）、建物の場合はその**敷地利用権**（借地権等）にも及ぶが、その他の財産には及ばない（新民法264の2Ⅱ、264の8Ⅱ）。

※ 所有者不明土地上に所有者不明建物があるケースで、土地・建物両方を管理命令の対象とするためには、土地管理命令と建物管理命令の双方を申し立てる必要。土地・建物の管理人を同一の者とする事も可能だが、土地・建物の所有者が異なるケース等では利益相反の可能性を考慮して慎重に判断。

申立権者

- 所有者不明土地・建物の管理について利害関係を有する**利害関係人**（新民法264の2Ⅰ、264の8Ⅰ）。
- ※ **地方公共団体の長等**には所有者不明土地管理命令・所有者不明建物管理命令の申立権の特例あり（R4改正所有者不明土地特措法42Ⅱ・Ⅴ）。

【利害関係人に当たり得る者の例】

- 公共事業の実施者など不動産の利用・取得を希望する者
- 共有地における不明共有者以外の共有者 39

所有者不明土地・建物管理制度②

発令要件等

- 調査を尽くしても**所有者又はその所在を知ることができないこと**
- 管理状況等に照らし**管理人による管理の必要性**があること
- ※ 処分の是非等の法的判断が必要となるケース（売却代金額の相当性の判断や、数人の者の共有持分を対象として管理命令が発せられ、誠実公平義務の履行が問題となるケースを含む。）では弁護士・司法書士を、境界の確認等が必要となるケースでは土地家屋調査士を管理人として選任することが考えられる。
- ※ 区分所有建物については、所有者不明建物管理制度は適用されない（新区分所有法6Ⅳ）。

【所有者の調査方法の例】

- 登記名義人が自然人である場合
…登記簿、住民票上の住所、戸籍等を調査。
- 登記名義人が法人である場合
…法人登記簿上の主たる事務所の存否のほか、代表者の法人登記簿上・住民票上の住所等を調査。
- 所有者が法人でない社団である場合
…代表者及び構成員の住民票上の住所等を調査。
※事案に応じて現地調査が求められる。

管理人の権限・義務等

- 対象財産の**管理処分権は管理人に専属**し、所有者不明土地・建物等に関する訴訟（例：不法占拠者に対する明渡請求訴訟）においても、**管理人が原告又は被告**となる（新民法264の4、264の8Ⅴ）。
- 管理人は、保存・利用・改良行為を行うほか、**裁判所の許可**を得て、対象財産の**処分**（売却、建物の取壊しなど）をすることも可能（新民法264の3Ⅱ、264の8Ⅴ）。売却の際には、管理人は、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査することが重要。
※ 不明相続人の遺産共有持分について選任された管理人は、遺産分割をする権限はないが、遺産共有持分に係る権限の範囲内での管理行為や、持分の処分が可能。
- 管理人は、所有者に対して**善管注意義務**を負う。また、数人の共有者の共有持分に係る管理人は、その対象となる共有者全員のために**誠実公平義務**を負う。（新民法264の5、264の8Ⅴ）
- 管理人は、**所有者不明土地等（予納金を含む）から**、裁判所が定める額の**費用の前払・報酬**を受ける（費用・報酬は所有者の負担）。（新民法264の7Ⅰ・Ⅱ）
- 土地・建物の売却等により金銭が生じたときは、管理人は、**供託**をし、その旨を**公告**（新非訟法90Ⅷ、ⅩⅥ）。

手続の流れ

申立て・証拠提出

- ・ 不動産所在地の地方裁判所が管轄
- ・ 利害関係人が申立て
- ・ 管理費用の確保のため基本的に予納金の納付が必要

異議届出期間の公告

- ・ 1か月以上の異議届出期間等を定めて、公告

管理命令の発令・管理人の選任

- ・ 一部の共有者が不明であるときは、その持分を対象として発令
- ・ 管理人としてふさわしい者（弁護士、司法書士、土地家屋調査士等）を事案に応じて選任
- ・ 管理命令の嘱託登記により選任の事実を公示

管理人による管理

- ・ 売却代金は管理人が供託・公告
- ・ 管理すべき財産がなくなるなど管理の継続が相当でなくなったときは、管理命令を取消し
- ・ 管理命令の登記を抹消

職務の終了（管理命令の取消）

管理不全土地・建物管理制度①

管理不全土地・建物への対応

- 所有者による管理が適切に行われず、荒廃・老朽化等によって危険を生じさせる**管理不全状態にある土地・建物**は、**近隣に悪影響**を与えることがある。
- このような土地・建物は、所有者の所在が判明している場合でも問題となる。

問題の所在

現行民法では、危険な管理不全土地・建物については、**物権的請求権**や**不法行為に基づく損害賠償請求権**等の権利に基づき、訴えを提起して判決を得、強制執行をすることによって対応

しかし、管理不全状態にある不動産の所有者に代わって**管理を行う者を選任する仕組みは存在しない**ため、対応が硬直化

- ・ 管理不全土地・建物について継続的な管理を行うことができない。
- ・ 実際の状態を踏まえて適切な管理措置を講ずることが困難。

改正法

管理不全土地・建物について、裁判所が、利害関係人の請求により、**管理人による管理**を命ずる処分を可能とする**管理不全土地・建物管理制度**を創設（新民法264の9～264の14）。

⇒**管理人を通じて適切な管理を行い、管理不全状態を解消することが可能に**

申立権者・発令要件等

- 管理不全土地・建物の管理についての利害関係を有する**利害関係人**が申立権を有する。利害関係の有無は、個別の事案に応じて裁判所が判断。
 - ※ **市町村長**には管理不全土地管理命令・管理不全建物管理命令の申立権の特例あり（R4改正所有者不明土地特措法42Ⅲ～Ⅴ）。
- **所有者による土地又は建物の管理が不相当**であることによって、**他人の権利・法的利益が侵害され、又はそのおそれ**があり、土地・建物の管理状況等に照らし、管理人による管理の**必要性**が認められる場合に発令。
 - ※ 所有者が発令に反対していても、法律上は発令可能。もっとも、所有者がそこに居住しており、管理行為を妨害することが予想されるなど、管理人による実効的管理が期待できないときは、管理命令ではなく、従来どおり訴訟（物権的請求権の行使等）によって対応することが適切。
 - ※ 区分所有建物については、管理不全建物管理制度は適用されない（新区分所有法6Ⅳ）。

【管理不全土地・建物の例】

- ひび割れ・破損が生じている擁壁を土地所有者が放置しており、隣地に倒壊するおそれがあるケース
- ゴミが不法投棄された土地を所有者が放置しており、臭気や害虫発生による健康被害を生じているケース

【利害関係人に当たり得る者の例】

- 倒壊のおそれが生じている隣地所有者
- 被害を受けている者

管理不全土地・建物管理制度②

管理人による管理の対象となる財産

- 管理命令の効力は、管理不全土地（建物）のほか、土地（建物）にある所有者の**動産**、管理人が得た**金銭等**の財産（売却代金等）、建物の場合はその**敷地利用権**（借地権等）にも及ぶが、その他の財産には及ばない。
※ 管理不全土地上に管理不全建物があるケースで、土地・建物両方を管理命令の対象とするためには、土地管理命令と建物管理命令の双方を申し立てる必要。

管理人の権限・義務等

- 管理人は、保存・利用・改良行為を行うほか、**裁判所の許可**を得ることにより、これを超える行為をすることも可能。
- **土地・建物の処分**（売却、建物の取壊し等）をするには、その**所有者の同意**も必要。
※ 動産の処分については所有者の同意は不要。（新民法264の10Ⅲ、264の14Ⅳ）
- 管理処分権は管理人に専属しない。管理不全土地・建物等に関する**訴訟**においても、**所有者自身**が原告又は被告となる。
- 管理人は、所有者に対して**善管注意義務**を負う。また、管理命令が共有の土地・建物について発せられたときは、共有者全員のために**誠実公平義務**を負う（新民法264の11、264の14Ⅳ）。
- 管理人は、**管理不全土地等（予納金を含む）**から、裁判所が定める額の**費用の前払・報酬**を受ける（管理費用・報酬は、所有者の負担）（新民法264の13Ⅰ・Ⅱ、264の14Ⅳ）。
- 金銭が生じたときは、管理人は、**供託**をし、その旨を**公告**（新非訟法91Ⅴ、Ⅹ）。

【管理人が行う管理行為の例】

- ひび割れ・破損が生じている擁壁の補修工事
- ゴミの撤去、害虫の駆除

手続の流れ

申立て・証拠提出

- ・ 不動産所在地の地方裁判所が管轄
- ・ 利害関係人が申立て
- ・ 管理費用の確保のため基本的に予納金の納付が必要

所有者の陳述の聴取

- ・ 原則として、所有者の陳述聴取が必要
- ・ ただし、これにより申立ての目的を達することができない事情があるとき（例：緊急に修繕措置を施す必要があるケース）は不要

管理命令の発令・管理人の選任

- ・ 管理命令は、所有者に告知され、所有者等の利害関係人は即時抗告可（非訟法56Ⅰ、91Ⅷ①、91Ⅹ）
- ・ 共有の土地・建物であっても、共有持分単位ではなく、土地・建物を対象として発令
- ・ 管理人として、弁護士、司法書士等のふさわしい者を事案に応じて選任
- ※ 管理命令についての登記はされない

管理人による管理

職務の終了（管理命令の取消）

- ・ 売却代金は必要に応じて管理人が供託・公告
- ・ 管理不全状態が解消するなど、管理の継続が相当でなくなったときは、管理命令を取消し

財産管理制度の相互関係

- 土地の所有者の所在が不明である場合には、不在者財産管理制度等の既存の財産管理制度と、新たに設けた所有者不明土地管理制度の要件をいずれも満たし得る。さらに、加えて、土地が管理不全状態にもあるときは、管理不全土地管理制度の要件をも満たすことになる。
- どの財産管理制度を利用するかは、手続の目的、対象となる財産の状況や、管理人の権限等の違いを踏まえ、個別事案に応じて、適切な制度を**申立人自身で適宜選択することが想定される**。（※1）

	管理の対象	管理命令に関する裁判所の手続				管理人の権限等		
		管轄裁判所	公告	所有者の陳述聴取	管理命令の登記の嘱託	権限の専属	土地の処分をする場合	遺産分割への参加の可否
不在者財産管理制度	不在者の財産全般	不在者の従来の住所地・居住地の家庭裁判所	—	—	—	—	裁判所の許可	○
所有者不明土地管理制度	個々の所有者不明土地（土地にある動産を含む。）	土地の所在地の地方裁判所	○	—	○	○	裁判所の許可	×
管理不全土地管理制度	個々の管理不全土地（土地にある動産を含む。）	土地の所在地の地方裁判所	—	○（※2）	—	—	所有者の同意 + 裁判所の許可	×

（※1）表題部所有者不明土地については、法務局による探索の結果表題部所有者として登記すべき者がいない旨の登記がされる前であれば、所有者不明土地管理制度を利用することになり、その旨の登記がされた後であれば、表題部所有者不明土地法に基づく管理制度によって対応することとなる（新表題部所有者不明土地法32 I）。

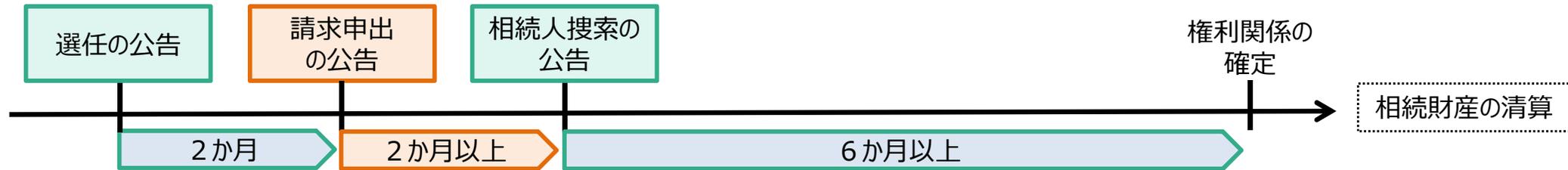
（※2）管理不全土地管理命令の手続においては、原則として所有者の陳述聴取が必要であるが、これにより申立ての目的を達することができない事情があるときは、これを不要としている（新非訟法91Ⅲ①）。

相続人不存在の相続財産の清算手続の見直し

問題の所在

現行民法では、相続人のあることが明らかでない場合における相続財産の清算手続において、①相続財産管理人の選任の公告、②相続債権者等に対する請求の申出をすべき旨の公告、③相続人搜索の公告を、順に行うこととしているが、それぞれの公告手続を同時にすることができない結果、権利関係の確定に最低でも10か月間を要する。

→ 相続財産の**清算に要する期間が長期化**し、必要以上に手続が重くなっている。

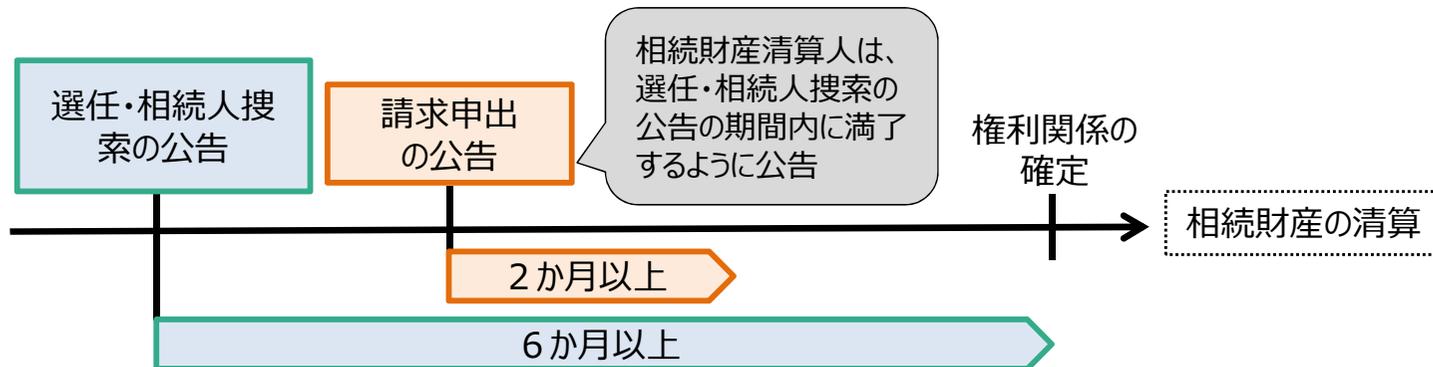


改正法

- **選任の公告と相続人搜索の公告を統合して一つの公告で同時に行うとともに、これと並行して、相続債権者等に対する請求の申出をすべき旨の公告**を行うことを可能にする。(新民法952Ⅱ、957Ⅰ)
⇒ **権利関係の確定に最低必要な期間を合計6か月へと短縮**。
- あわせて、その職務の内容に照らして、相続人のあることが明らかでない場合における「相続財産の管理人」の**名称を「相続財産の清算人」**に改正。

経過措置

施行日 (R5.4.1) 前に現民法952Ⅰにより相続財産管理人の選任がされた場合には、公告手続等は、なお従前の例による (附則4Ⅳ)。
→ 新法・旧法のいずれが適用されるかは、**選任時が基準**



財産管理制度に関するその他の見直し

相続財産の保存のための相続財産管理制度の見直し

問題の所在

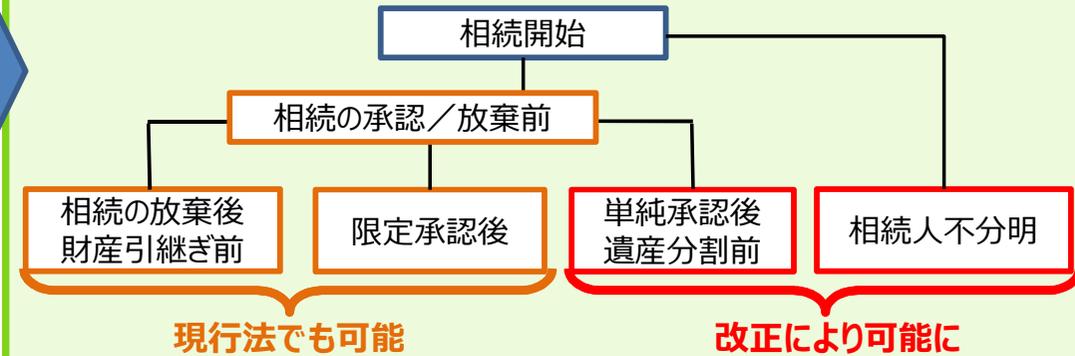
- 現行民法は、相続財産が相続人によって管理されないケースに対応するために、家庭裁判所が、相続財産の管理人を選任するなど相続財産の保存に必要な処分をすることができる仕組みを相続の段階ごとに設けている。

- ・ 相続人が相続の承認又は放棄をするまで（現民法918Ⅱ）
- ・ 限定承認がされた後（現民法926Ⅱ）
- ・ 相続の放棄後次順位者への引継ぎ前（現民法940Ⅱ）

- しかし、**共同相続人による遺産共有状態**であるケースや、**相続人の存在が明らかでない**ケースについては、**規定がなく**、相続財産の保存に必要な処分ができない。

改正法

- 相続が開始すれば、相続の段階にかかわらず、いつでも、家庭裁判所は、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分をすることができるとの**包括的な制度に改正**（新民法897の2）。



相続の放棄をした者の管理義務の明確化

問題の所在

- 現行民法上、相続の放棄をした者は、相続財産の管理を継続しなければならないとされている（現民法940Ⅰ）。
- しかし、管理継続義務の**発生要件や内容が明らかでない**ため、相続の放棄をしたのに過剰な負担を強いられるケースも。

改正法

- 相続の**放棄の時に現に占有**している相続財産につき、相続人（法定相続人全員が放棄した場合は、相続財産の清算人）に対して当該財産を**引き渡すまでの間**、その**財産を保存**しなければならないことを明記（新民法940Ⅰ）。

不在者の財産の管理の合理化

問題の所在

- 不在者財産管理人による管理、処分等により**金銭が生じた場合に、職務を終了できず、管理が長期化**。

改正法

- 不在者財産管理人による**供託の規律を新設**（新家事法146の2）。供託をしたときは**公告**をする必要。
→ **適時に職務を終了させることが可能に**。
※ 相続財産の保存に必要な処分により選任された相続財産管理人についても、同様に、供託の規律を新設

遺産分割に関する見直し

遺産共有関係の解消の必要性

- 相続が開始して、相続人が複数いると、遺産（相続財産）に属する土地や建物、動産、預金などの財産は、原則として相続人により共有（**遺産共有**）される（現民法898参照）。
 - ・ 遺産共有関係にあると、各相続人の持分権が**互いに制約し合う関係**に立ち、遺産の管理に支障を来す事態が生ずる。
 - ・ 遺産分割がされないまま相続が繰り返されて**多数の相続人による遺産共有関係**となると、遺産の管理・処分が困難になる。このような状態の下で相続人の一部の所在等が不明になり、所有者不明土地が生ずることも少なくない。
 - 遺産共有関係は、本来、**遺産分割により速やかに解消されるべき**暫定的なもの
 - 遺産分割による遺産共有関係の解消は、**所有者不明土地の発生予防**の観点からも重要

改正の概要

- ・ 具体的相続分による遺産分割に時的限界を設けることによる遺産共有関係の解消の促進・円滑化（新民法904の3→P47）
- ・ 相続開始後長期間が経過し、通常共有持分と遺産共有持分が併存する場合の分割方法の合理化（新民法258の2→P49）
- ・ 相続開始後長期間が経過し、相続人の所在等が不明な場合の不動産の遺産共有持分の取得方法等の合理化（新民法262の2、262の3→P50）

遺産分割

遺産共有の解消方法（民法906以下）

- ・ 遺産分割協議(合意)又は家庭裁判所の遺産分割審判・調停による。
- ・ 遺産分割の基準は、法定相続分又は指定相続分ではなく、**具体的相続分の割合**による。

法定相続分

民法であらかじめ定められている画一的な割合 ex.配偶者と子(2人)が相続人…配偶者1/2、子1/4ずつ

指定相続分

遺言により被相続人等が指定した割合

具体的相続分

法定相続分・指定相続分を事案ごとに下記の方法で修正して算出する割合

- 個々の相続人の具体的相続分 = (①みなし相続財産の価額 (相続財産の価額 + 特別受益の総額 - 寄与分の総額) × ②法定相続分又は指定相続分) - ③個々の相続人の特別受益 (生前贈与等) の価額 + ④個々の相続人の寄与分の価額
- 具体的相続分の割合 (具体的相続分率)
= 各相続人の具体的相続分の価額の総額を分母とし、各相続人の具体的相続分の価額を分子とする割合

具体的相続分による遺産分割の時的限界①

問題の所在

- 具体的相続分の割合による遺産分割を求めることについては、**時的制限がなく**、長期間放置をしても具体的相続分の割合による遺産分割を希望する相続人に**不利益が生じない**。
 - 相続人が早期に遺産分割の請求をすることについて**インセンティブが働きにくい**。
- 相続開始後遺産分割がないまま長期間が経過すると、生前贈与や寄与分に関する**書証等が散逸**し、関係者の記憶も薄れる。
 - 長期間が経過すると、具体的相続分の算定が困難になり、**遺産分割の支障となるおそれ**がある。

改正法

【原則】

相続開始（被相続人の死亡）時から**10年を経過した後**にする遺産分割は、**具体的相続分ではなく、法定相続分（又は指定相続分）**による。（新民法904の3）

【例外】（引き続き具体的相続分により分割）

- ① 10年経過前に、相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき
 - ② 10年の期間満了前6か月以内に、遺産分割請求をすることができないやむを得ない事由（※）が相続人にあった場合において、当該事由消滅時から6か月経過前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき
- ※ 被相続人が遭難して死亡していたが、その事実が確認できず、遺産分割請求をすることができなかつたなど。

10年経過後の法律関係

○分割方法は遺産分割

10年経過により分割基準は法定相続分等となるが、分割方法は基本的に**遺産分割**であって、共有物分割ではない。

【分割基準以外の遺産分割の特徴】

- ・裁判手続は**家庭裁判所**の管轄
- ・遺産全体の**一括分割**が可能
- ・遺産の種類・性質、各相続人の状況等の**一切の事情を考慮**して分配（民法906）
- ・**配偶者居住権**の設定も可能

○具体的相続分による遺産分割の合意は可能

10年が経過し、法定相続分等による分割を求めることができるにもかかわらず、**相続人全員が具体的相続分による遺産分割をすることに合意**したケースでは、**具体的相続分による遺産分割が可能**

- 具体的相続分による分割を求める相続人に**早期の遺産分割請求を促す**効果を期待
- 具体的相続分による分割の利益を消滅させ、画一的な割合である**法定相続分を基準として円滑に分割を行う**ことが可能になる

具体的相続分による遺産分割の時的限界②（経過措置）

改正法の施行日前に相続が開始した場合の遺産分割の取扱い

- **改正法の施行日（R5.4.1）前に被相続人が死亡した場合の遺産分割**についても、**新法**のルールを適用（改正法附則3）
- ただし、経過措置により、**少なくとも施行時から5年の猶予期間**を設ける。

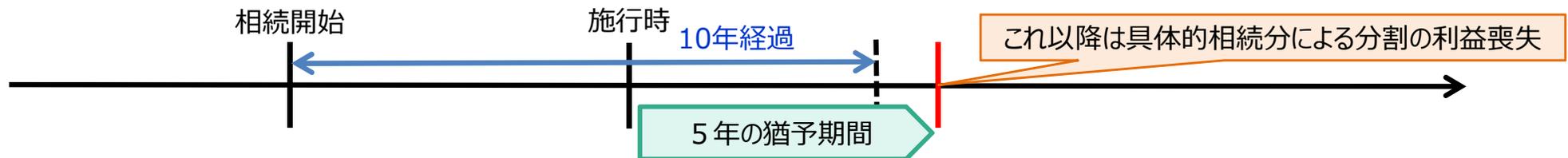
【相続開始時から10年を経過していても、具体的相続分により分割する場合】

- ① **相続開始時から10年経過時又は改正法施行時から5年経過時のいずれか遅い時**までに、相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき
- ② 相続開始時から10年の期間（**相続開始時から10年の期間の満了後に改正法施行時から5年の期間が満了する場合には、改正法施行時から5年の期間**）満了前6か月以内に、遺産分割請求をすることができないやむを得ない事由が相続人にあった場合に、当該事由消滅時から6か月経過前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき。

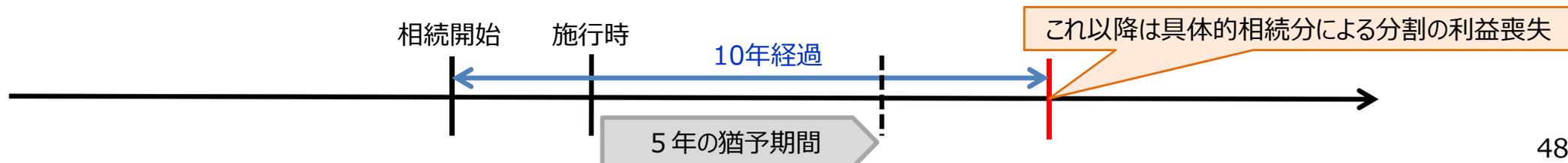
(A) 施行時に相続開始から既に10年を経過しているケース・・・施行時から5年の経過時が基準



(B) 相続開始時から10年を経過する時が施行時から5年を経過する時よりも前に来るケース・・・施行時から5年の経過時が基準



(C) 相続開始時から10年を経過する時が施行時から5年を経過する時よりも後に来るケース・・・相続開始時から10年の経過時が基準



遺産共有と通常共有が併存している場合の特則

問題の所在

(設例) 土地共有者A・BのうちBが死亡し、CとDが相続をしたケース→通常共有持分(A)と遺産共有持分(C・D)が併存

- 現行法では、遺産共有と通常共有が併存する共有関係を裁判で解消するには、通常共有持分と遺産共有持分との間の解消は共有物分割手続で、遺産共有持分間の解消は遺産分割手続で、別個に実施しなければならず、一元的処理を可能とする必要がある。

(隘路) 遺産分割には固有の利点(具体的相続分の割合による分割の利益、遺産全体の一括分割が可能など)があり、相続人に**遺産分割をする機会を保障する必要**

⇒ **遺産分割の機会が確保**され、かつ、**具体的相続分を考慮する必要がない**状態であれば、共有物分割手続による**一元的処理も可能**

改正法

- 遺産共有と通常共有が併存する場合において、**相続開始時から10年を経過したときは、遺産共有関係の解消も**地方裁判所等の**共有物分割訴訟において実施することを可能とする**(不動産に限らず、共有物一般が対象)(新民法258の2Ⅱ、Ⅲ)

※ 共有物分割をする際の遺産共有持分の解消は、具体的相続分ではなく法定相続分又は指定相続分が基準(新民法898Ⅱ)

ただし、被告である相続人が遺産共有の解消を共有物分割において実施することに**異議申出をしたときは、不可**

※ 異議申出は、①遺産分割請求がされていることを前提に、②相続人が共有物分割訴訟の請求があったとの通知(=訴状の送達)を受けた日から2か月以内にする必要

※ 10年経過前や異議申出があったケースでは、現行法と同じく、別個に手続をとる必要

上記の設例で、Cが土地の全部を取得するための手続

【改正前】

遺産
分割

共有物
分割



遺産分割審判により、CがDの通常共有持分を取得し、Dが代償金を取得

共有物分割の判決により、Cが単独所有権を取得し、Aが代償金を取得

【改正後】

共有物
分割



共有物分割の判決により、Cが単独所有権を取得し、A・Dが代償金を取得

不明相続人の不動産の持分取得・譲渡

問題の所在

相続により不動産が遺産共有状態となったが**相続人の中に所在等が不明な者がいるケース**でも、所在等不明相続人との不動産の共有関係を解消するため、その持分の取得・譲渡（新民法262の2、262の3）を可能とする必要

（隘路1）遺産分割には固有の利点（具体的相続分の割合による分割の利益、不動産に限らない遺産全体の一括分割が可能など）があり、相続人に**遺産分割をする機会を保障する必要**

（隘路2）持分取得・譲渡制度の利用の前提となる供託金の額を**具体的相続分を基に算定することは困難**

⇒ 相続開始時から10年の期間があれば、**遺産分割の機会**は保障されている。

⇒ 相続開始時から10年が経過すれば、遺産分割の基準は原則として法定相続分等となることから、供託金の額も**法定相続分等を基に算定**することが可能になる（遺産分割請求ができないやむを得ない事由がある場合については、異議の届出の仕組み等に対応）。

改正法

共有者（相続人を含む。）は、**相続開始時から10年を経過**したときに限り、持分取得・譲渡制度により、所在等不明相続人との共有関係を解消することができる。

- ① 共有者は、**裁判所の決定**を得て、所在等不明相続人（氏名等不特定を含む）の不動産の持分を、その価額に相当する額の金銭の供託をした上で、**取得**することができる（新民法262の2Ⅲ）
- ② 共有者は、**裁判所の決定**を得て、所在等不明相続人以外の共有者全員により、所在等不明相続人の不動産の持分を含む不動産の全体を、所在等不明相続人の持分の価額に相当する額の金銭の供託をした上で、**譲渡**することができる（新民法262の3Ⅱ）

※ 異議届出期間満了前に家庭裁判所に**遺産分割の請求がされ、異議の届出**があれば、**遺産分割手続が優先**され、持分取得の裁判の申立ては却下（例）相続人が、やむを得ない事由があることを理由に、具体的相続分による遺産の分割を求めて遺産分割の請求を行い、異議の届出をしたケースなど

※ 共有者が取得する所在等不明相続人の不動産の持分の割合、**所在等不明相続人に対して支払うべき対価（供託金の額）**は、具体的相続分ではなく、**法定相続分又は指定相続分を基準**とする（新民法898Ⅱ）。

※ 相続開始時から10年が経過する前でも、所在等不明相続人の土地・建物の持分につき、**所有者不明土地・建物管理人**を選任することは可能